

## 施工データのAPI連携に関する協議会 運営細則

### (総則)

第1条 本会の会員は、設立趣旨に賛同する企業、団体、有識者とし、協議会規約を遵守し、設立の目的達成に向けて、相互に協調、協力するものとする。

### (会員の種類及び権利)

第2条 本会の会員の種類とその権利を以下のとおりとする。

1. 正会員は、本会の趣旨に賛同する法人、団体とし、協議会及び各WGなどの活動に参加することができる。
2. オブザーバー会員は、本会の活動を円滑に推進するために設置されるものであり、協議会及び各ワーキンググループに参加して傍聴することができる。なお、オブザーバー会員は、協議会会員の推薦により協議会会員の過半数の承認をもって参加することができる。

### (入会手続き)

第3条 本会の会員になろうとする者は、次の書類を協議会に提出し、協議会会員の過半数の承認を得なければならない。

1. 入会申込書
2. 誓約書
3. 基本情報登録票

### (入会の承認)

第4条 会員の入会については本会事務局がこれを審査し、協議会会員の過半数の承認を得てこれを承認する。事務局は承認後速やかに会員登録を行い、当該会員に手続きの完了を通知する。なお、本会の会員になろうとする者が次の場合に該当するとき、当協議会は入会を拒否することができる。

- (1) 暴力団等反社会的勢力と関係がある者
- (2) 入会申請手続きに不備のある場合

### (入会日)

第5条 入会を認められた者は、会員登録の日をもって当協議会の会員となる。

### (会費等)

第6条 本会の会費は当面の間無料とする。

### (運営企画ワーキンググループ)

第7条 運営企画ワーキンググループは現に会員である者の中から希望する者をもって構成する。

- 2 運営企画ワーキンググループのワーキンググループ長は、ワーキンググループの

構成員のうちから互選により定める。

- 3 運営企画ワーキンググループの運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 運営企画ワーキンググループは、協議会の議事や新たなワーキンググループの創設といった協議会活動の企画立案、規約変更や細則の策定にあたっての原案作成、入会希望者の入会資格の確認、会員の規約違反の処理といった、協議会活動を円滑に進める上で必要な事務を行い、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、現に構成員である者の過半数の承認を得て、新たに構成員を追加することが出来る。

(V I S ・ I C Tプラットフォーム連携ワーキンググループ)

第8条 V I S ・ I C Tプラットフォーム連携ワーキンググループは現に会員である者の中から希望する者をもって構成する。

- 2 V I S ・ I C Tプラットフォーム連携ワーキンググループのワーキンググループ長は、ワーキンググループの構成員のうちから互選により定める。
- 3 V I S ・ I C Tプラットフォーム連携ワーキンググループの運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 V I S ・ I C Tプラットフォーム連携ワーキンググループは、いわゆるV I S と呼ばれる測器系のシステムから生成されるA s - B u i l tデータの利活用に関する課題の解決を目的として、測器メーカー毎のV I S間でA P Iを介してのA s - B u i l tデータの交換の実現や、国が企図するI C Tプラットフォームとの間でのA P Iを介してのA s - B u i l tデータの送受信の実現を目指し、そのA P I仕様策定に向けた協議や、会員が有するシステムへの機能の実装といった必要な事務を行い、結果について協議会に報告する。
- 5 事務局は、現に構成員である者の過半数の承認を得て、新たに構成員を追加することが出来る。

(アプリケーション検討ワーキンググループ)

第9条 アプリケーション検討ワーキンググループは現に会員である者の中から希望する者をもって構成する。

- 2 アプリケーションワーキンググループのワーキンググループ長は、ワーキンググループの構成員のうちから互選により定める。
- 3 アプリケーション検討ワーキンググループの運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 アプリケーション検討ワーキンググループは、国が企図するI C Tプラットフォームに蓄積されるデータを監督検査等の発注者ニーズに沿ったデータに処理するサードパーティによるアプリケーションの実装を目的として、国などが策定する監督検査アプリケーション向けの機能要求仕様書に関する協議や、会員が有するシステムへの機能の実装といった必要な事務を行い、その結果について協議会に報告する。
- 5 事務局は、現に構成員である者の過半数の承認を得て、新たに構成員を追加することが出来る。

(測器・重機連携ワーキンググループ)

第10条 測器・重機連携ワーキンググループは、現に会員である者の中から希望する者をもって構成する。

- 2 測器・重機連携ワーキンググループのワーキンググループ長は、ワーキンググループの構成員のうちから互選により定める。
- 3 測器・重機連携ワーキンググループの運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 測器・重機連携ワーキンググループは、発注者等のニーズのうち重機のテレマテイクスデータとV I Sのデータの統合が必要なユースケースの実現を目的として、ユースケースの取り組み順に関する合意形成、それらに応じたデータ項目やシステム間連携アーキテクチャーに関する協議、会員が有するシステムへの機能の実装といった必要な事務を行い、その結果について協議会に報告する。
- 5 事務局は、現に構成員である者の過半数の承認を得て、新たに構成員を追加することが出来る。

(施工者ユースケース検討ワーキンググループ)

第11条 施工者ユースケース検討ワーキンググループは、現に会員である者の他に会員の推薦及び新たに協議会参加を希望する者をもって構成する。

- 2 施工者ユースケース検討ワーキンググループのワーキンググループ長は、ワーキンググループの構成員のうちから互選により定める。
- 3 施工者ユースケース検討ワーキンググループの運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 施工者ユースケース検討ワーキンググループは、施工データを使用する立場としてのユースケースを踏まえ、連携するデータの範囲や協調領域の検討に関する協議等、会員のシステム実装に関して必要な事務を行い、その結果について協議会に報告する。
- 5 事務局は、現に構成員である者の過半数の承認を得て、新たに構成員を追加することが出来る。

(届出事項の変更)

第12条 会員は入会時に届出した事項に変更があったときは、変更内容を証する書面を添付の上、本会对し、これを届出なければならない。

(会員資格の喪失)

第13条 本会の会員は次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 会員が解散もしくは破産したとき

(退会)

第14条 本会を退会しようとする会員は、退会届に必要な事項を記入のうえ、退会日の1ヶ月前までに提出することで本会を退会できるものとする。

(規定の改訂)

第15条 本規定の改定は運営企画ワーキンググループが決定し、本会会員に周知する。

(その他)

第16条 本規定に定めのない事項については運営企画ワーキンググループにおいて別途定める。

附 則

- 1 本規約の細則は、令和3年10月22日より施行する。
- 2 本規約の細則は、令和4年11月 1日より改正する。